

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 6 年 11 月 1 日現在>

くわの実居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業者）

1 担当介護支援専門員

氏名 奥山 修

連絡先 くわの実居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業者）

TEL 048-563-3105 FAX 048-563-0595

*御不明な点は、何でもお尋ねください。

2 くわの実居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業者）の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

<事業所名> くわの実居宅介護支援事業所

<所在地> 羽生市大字下新郷 660 番地

<介護保険指定番号> 埼玉県 1173900190 号

<サービスを提供する地域> 羽生市、行田市、加須市

*上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員（資格：介護支援専門員・介護福祉士） 常勤 1名

(3) 営業日及び営業時間

月～金曜日 AM9:00～PM6:00（但し、12/29～1/3を除く）

※ 上記以外の日・時間帯でも対応いたします。

TEL 048-563-5088

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

〔支援の申し込み〕

↓

〔状態の把握〕 御本人及びその御家族と面接（訪問）し要介護度の確認と問題点

・解決すべき課題を分析します。

↓

〔計画の原案の作成〕 居宅サービス事業所の情報を提供し、御本人がサービスを選びます。

↓

〔サービス担当者
と
連絡・調整〕 介護支援専門員を中心にサービスの担当者や利用者及び家族も参加し、意見交換等を行います。

↓

〔居宅介護サービス
計画作成〕 居宅サービスの目標と達成時期、サービスの種類・内容・利用料など。（この計画は、サービスを受ける利用者の希望や心身の状態を考慮して作られます。）

↓

〔利用者の同意〕 計画の内容を説明し、計画が利用者の希望に沿っているか確認します。

↓

〔サービス提供開始〕 訪問等によりサービス状況を確認します。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市役所の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

地域区分6級地=1単位10.42円

○居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数40件未満

〈要介護1・2〉 1,086単位 〈要介護3・4・5〉 1,411単位

○居宅介護支援費（Ⅱ）取扱件数40件以上60件未満

〈要介護1・2〉 544単位 〈要介護3・4・5〉 704単位

○居宅介護支援費（Ⅲ）取扱件数60件以上

〈要介護1・2〉 326単位 〈要介護3・4・5〉 422単位

<加算>対象の方のみ算定

○初回加算 300単位/月

新規に居宅サービス計画を作成する場合並びに要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

○入院時情報連携加算（Ⅰ）200単位/月（Ⅱ）100単位/月

利用者が病院又は診療所へ入院してから、入院当日中又は入院後3日以内に、利用者に関する必要な情報を提供した場合

○退院・退所加算（Ⅰ）イ 450単位/回（Ⅰ）ロ 600単位/回

（Ⅱ）イ 600単位/回（Ⅱ）ロ 750単位/回（Ⅲ）900単位/回

退院又は退所に当たって病院等の職員から利用者に関する必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

○緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合

○ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス提供事業者へ提供した場合

○通院時情報連携加算 50単位/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- ① 通常の事業の実施地域を越えてから、片道5キロ未満 300円
- ② 通常の事業の実施地域を越えてから、片道5キロ以上 500円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ・事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を御希望される方はお申し出下さい
調査(課題分析)の方法	—	MD S-HC方式による
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回以上を実施しています

6 サービス提供にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。必要があれば遠慮なく申し出てください。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

7 事故発生時の対応方法

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

なお、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 苦情・ハラスメント処理

サービスの提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

9 非常災害対策

- ・ 防災設備 火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器の設置
- ・ 防災訓練 夜間想定を含めた避難訓練の実施、消火訓練 等
- ・ 防火責任者 施設長 櫻井 義彦

10 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他必要な事項を記録します。職員に対する身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置し、研修を定期的実施します。

1.3 その他運営についての留意事項

職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

1.4 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

くわの実居宅介護支援事業所 担当者 奥山 修

TEL 048-563-3105

受付時間 月～金曜日 AM9:00～PM6:00

※ 上記以外の日・時間帯でも対応いたします。

(TEL 048-563-5088)

当事業所以外に、県・市町村の相談窓口等に相談することが出来ます。

☆羽生市 高齢介護課☆

電話 048-561-1121

☆行田市 高齢者福祉課☆

電話 048-556-1111

☆加須市 高齢介護課☆

電話 0480-62-1111

☆埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課☆

電話 048-824-2568 (苦情相談専用)

☆第三者委員☆

評議員 永澤 初江

電話 048-565-2673

評議員 小林 静子

電話 048-565-1040

1.5 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 羽生福祉会
代表者氏名・役職	理事長 櫻井 義彦
本事業者所在地	羽生市大字下新郷660番地
本事業者電話番号	048-563-5088
営業所数等	居宅介護支援 1カ所
	通所介護 1カ所
	訪問介護 1カ所
	短期入所生活介護 1カ所
	介護老人福祉施設 1カ所
	ケアハウス 1カ所
	児童養護施設 1カ所
	ファミリーホーム 1カ所
	乳児院 1カ所